

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則

(平成10. 12. 1変更)

(平成3. 11. 29実施)

(目的)

第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程第7条第2項、第10条第2項及び第15条の規定に基づき、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関し、必要な事項を定める。

(平成10. 12. 1、14. 4. 1、令和4. 4. 4変更)

(定義)

第1条の2 この規則において使用する用語の意義は、この規則において別に定める場合を除き、有価証券上場規程において定めるところによるものとする。

(平成21. 11. 9追加、令和4. 4. 4変更)

(制度信用銘柄の選定基準)

第2条 内国法人の発行する株券（優先株を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

- (1) 上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）が決定された（国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、当該金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。）銘柄であるとき。
- (2) その発行者の直前事業年度の末日の純資産の額（有価証券上場規程施行規則第501条第5項第1号に定める額をいう。以下同じ。）が正である銘柄であるとき。
- (3) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
- (4) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。
- (5) 有価証券上場規程施行規則第501条第7項第1号（有価証券上場規程第501条第1項第1号d、第2号d及び第3号cに定める基準の場合を除く。）及び第4号並びに同第601条第5項第6号に定める期間内にあ
る銘柄以外の銘柄であるとき。
- (6) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。
- (7) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第207条又は第213条のいずれかの規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査（当該株券の上場後最初の有価証券報告書が提出されるまでの期間における選定審査に限る。）においては、同項第1号及び第3号から第7号までに適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第208条第1号若しくは第3号、同第214条第1号若しくは第3号又は同第220条第1号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査においては、同項第2号、第5号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第303条の規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査においては、同項第2号、第5号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

- 5 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場会社が、制度信用銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、同項第2号から第7号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者が発行する株券で、新たに上場された銘柄（以下「他市場経由銘柄」という。）に対する上場後最初の選定審査においては、同項第2号から第7号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。
- 7 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の株券の発行者が発行する新株券が既に上場されているか又は新たに上場されることとなった場合には、当取引所は当該新株券を制度信用銘柄に選定することができる。

（平成6.8.3、6.10.1、7.7.1、8.11.1、10.1.1、10.3.1、10.12.1、11.2.1、11.11.10、11.12.1、12.3.1、13.10.1、14.4.1、15.1.14、15.4.1、16.12.13、17.2.1、17.6.20、18.5.1、19.9.30、21.1.5、21.11.9、31.4.1、令和2.11.1、4.4.4、6.4.26変更）

（E T Fに係る制度信用銘柄の選定基準）

第2条の2 E T Fが第2条第1項第3号から第7号までの各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、制度信用銘柄であるE T Fに係る投資信託の新受益証券又は新外国投資証券が既に上場されているか又は新たに上場されることとなった場合は、当取引所は当該新E T Fを制度信用銘柄に選定することができる。

（平成22.7.15追加、31.4.1、令和4.4.4変更）

（貸借銘柄の選定基準）

第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

- (1) 上場後6か月間を経過している銘柄であるとき。
 - (2) 流通株式の数が8,500単位以上の銘柄であるとき。
 - (3) 株主数（当該銘柄を1単位以上所有する者の数をいう。以下同じ。）が、1,100人以上の銘柄であるとき。
 - (4) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
 - (5) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。
 - (6) 有価証券上場規程施行規則第501条第7項第1号（有価証券上場規程第501条第1項第1号d、第2号d及び第3号cに定める基準の場合を除く。）及び第4号並びに同第601条第5項第6号に定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。
 - (7) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。
 - (8) 貸株調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
 - (9) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。
- 2 有価証券上場規程施行規則第213条第1項第1号の規定は前項第1号の2に規定する流通株式の数について、有価証券上場規程施行規則第213条第1項第1号から第5号まで及び第8号の規定は前項第3号に規定する株主数について、それぞれ準用する。この場合における読替えは、別表第1のとおりとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第208条第1項第1号若しくは第3号、同第214条第1号若

- しくは第3号又は同第220条第1号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査においては、第1号、第2号及び第3号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする（有価証券上場規程第208条第1号若しくは第3号、同第214条第1号若しくは第3号又は同第220条第1号若しくは第3号の規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）。
- (1) 第2条第1項第2号並びにこの条第1項第6号、第8号及び第9号の各号に適合する銘柄であるとき。
- (2) 流通株式の数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。
- (3) 株主数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。
- 4 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第303条の規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする（有価証券上場規程第303条に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。）。
- 5 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。
- (1) 第2条第1項第2号及びこの条第1項第4号から第9号の各号に適合する銘柄であるとき。
- (1)の2 流通株式の数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。
- (2) 株主数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。
- 6 第1項の規定にかかわらず、他市場経由銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。
- (1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から当取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。
- (2) 第1項第2号から第9号までの各号に適合する銘柄であるとき。
- 7 第1項の規定にかかわらず、株券（国内の他の金融商品取引所に上場されていた銘柄を除く。）に対する上場後最初の選定審査においては、第1項第2号から第9号までの各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。
- 8 事業年度の末日と異なる日が株主基準日（有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日をいう。以下同じ。）である会社についての第3項第1号の2及び第2号の規定の適用については、同項第1号の2及び第2号中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「上場後最初に到来する株主基準日」とし、第5項第1号の2及び第2号の規定の適用については、同項第1号の2及び第2号中「合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「合併又は株式交換の後最初に到来する株主基準日」とする。
- （平成6.8.3、6.10.1、7.7.1、8.1.1、8.4.1、8.5.1、8.11.1、9.1.1、9.6.2、9.10.27、10.1.1、10.3.1、10.12.1、11.2.1、11.8.10、11.9.1、11.11.10、11.12.1、12.3.1、12.9.4、12.11.1、13.8.1、13.10.1、14.4.1、14.8.20、14.12.10、15.1.14、15.4.1、15.5.8、16.1.5、16.11.1、16.12.13、17.2.1、17.6.20、17.11.7、18.5.1、19.3.15、20.4.1、21.1.5、21.11.9、30.3.31、31.4.1、令和4.4.4、6.4.26、6.11.5変更）

(ETFに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄であるETFが第3条第1項第4号から第9号までの各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(平成22.7.15追加、31.4.1変更)

(選定の時期)

第4条 第2条第1項及び第2項の規定による制度信用銘柄の選定は、原則として、新たに株券が上場される場合にその都度行う。

2 第3条の規定による貸借銘柄の選定は、原則として、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月から起算して6か月目の月の初日（初日が休日にあたるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に行う。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1) 第2条第3項及び第4項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第3項及び第4項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(2) 第2条第5項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第5項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券が上場された日

(3) 第2条第6項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第6項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(4) 第2条第7項の規定による制度信用銘柄の選定

a 新株券が既に上場されている場合

当該新株券を制度信用銘柄に選定した日

b 新株券が新たに上場されることとなった場合

当該新株券が上場された日

(5) 第3条第7項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の初値が決定された（国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、当該金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。）日から起算して6日目（休業日を除外する。）の日

(6) 第1項及びこの項第1号から第4号までに掲げる制度信用銘柄の選定審査の結果、選定が行われなかった場合におけるその後最初の制度信用銘柄の選定

当取引所がその都度定める日

(7) 次条第1号の規定により制度信用銘柄の選定を取り消された銘柄の取消し後最初の制度信用銘柄の選定

当取引所がその都度定める日

4 第2条の2の規定による制度信用銘柄の選定及び第3条の2の規定による貸借銘柄の選定は、当取引所がその都度定める日に行う。

5 第2項の貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して8か月目の月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）まで、第3項第3号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）までの間に、同項第5号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(平成7.7.1、8.5.1、9.6.2、9.10.27、10.1.1、10.12.1、11.2.1、11.12.1、12.3.1、13.10.1、16.3.1、16.12.13、18.5.1、19.9.30、22.7.15、22.8.31、31.4.1、令和4.4.4変更)

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

- (1) その発行者の直前事業年度（第2条第2項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定された銘柄については、上場後最初の事業年度以降の事業年度に限る。）の末日の純資産の額が正である銘柄以外の銘柄であるとき。
- (2) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。
- (3) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

(平成6.8.3、6.10.1、7.7.1、8.11.1、10.12.1、11.2.1、13.10.1、31.4.1、令和4.4.4変更)

(制度信用銘柄であるETFの選定取消基準)

第5条の2 制度信用銘柄であるETFが、第5条第2号又は第3号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(平成22.7.15追加、31.4.1変更)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

- (1) 流通株式の数が4,250単位に満たない銘柄であるとき。
 - (2) 株主数が600人に達しない銘柄であるとき。
 - (3) その発行者の直前事業年度（第2条第2項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定された銘柄については、上場後最初の事業年度以降の事業年度に限る。）の末日の純資産の額が正である銘柄以外の銘柄であるとき。
 - (4) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。
 - (5) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。
- 2 有価証券上場規程施行規則第213条第1項第1号の規定は前項第1号に規定する流通株式の数について、有価証券上場規程施行規則第213条第1項第1号から第4号まで並びに同第501条第1項第4号の規定は前項第2号に規定する株主数について、それぞれ準用する。この場合における読替えは、別表第2のとおりとする。

(平成6.8.3、6.10.1、7.7.1、8.1.1、8.11.1、10.12.1、11.2.1、13.4.1、13.10.1、14.8.20、14.12.10、16.1.5、17.2.1、17.11.7、20.4.1、21.11.9、31.4.1、令和4.4.4変更)

(貸借銘柄であるETFの選定取消基準)

第6条の2 貸借銘柄であるETFが、第6条第1項第4号又は第5号に該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(平成22.7.15追加、31.4.1変更)

(選定取消基準の特例)

第7条 第6条第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄が同項1号又は第2号に該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日（事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この条において「猶予期間」という。）を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 猶予期間内に株主基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄及び事業年度の末日と異なる日が株

主基準日である銘柄についての前項の規定の適用については、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主基準日における株主数及び流通株式の数を猶予期間の最終日における株主数及び流通株式の数とみなすものとする。

- 3 有価証券上場規程施行規則第601条第1項第2号及び第3号の規定は、第6条第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する。この場合における読替えは、別表第3のとおりとする。

(平成5.2.28、6.10.1、7.3.1、7.7.1、8.1.1、9.1.1、11.2.1、11.8.10、13.4.1、13.10.1、15.1.14、17.2.1、17.11.7、18.5.1、20.4.1、21.11.9、30.3.31、31.4.1、令和4.4.4変更)

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1号若しくは第3号又は第6条第1項第3号若しくは第5号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消し（第5条の2又は第6条の2の規定によるものを含む。）は、当取引所がその都度定める日に行う。

- 2 前条に規定する猶予期間を通じて第6条第1項第1号若しくは第2号に該当したと認められる場合の貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。

- 3 第5条第2号又は第6条第1項第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消し（第5条の2又は第6条の2の規定によるものを含む。）は、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

(平成7.3.1、7.7.1、8.5.1、10.12.1、11.8.10、13.4.1、13.10.1、14.4.1、15.1.14、17.11.7、21.11.9、22.7.15、31.4.1、令和4.4.4変更)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 第2条から第3条の2までの規定による選定及び第5条から第6条の2までの規定による選定の取消しは、選定の日又は選定取消しの日における現況による。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

- (1) 第3条第1項第3号及び第5項第2号並びに第6条第1項第2号

有価証券報告書等又は有価証券上場規程施行規則第421条第1項の規定により提出される株券の分布状況表等

- (2) 第2条第1項第2号

有価証券報告書等

- (3) 第3条第3項

有価証券上場規程施行規則第205条第1号aの(c)の規定により提出される「新規上場申請日以後における株券等の分布状況に関する予定書」

(平成5.8.10、6.10.1、7.7.1、8.1.1、8.11.1、9.6.2、10.1.1、10.12.1、11.2.1、11.9.1、12.3.1、13.10.1、15.1.14、15.4.1、17.6.20、18.5.1、20.4.1、21.1.5、21.11.9、30.3.31、31.4.1、令和4.4.4変更)

(当取引所が定める上場の態様)

第10条 規程第15条に規定する当取引所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。

- (1) 国内の他の金融商品取引所に対して制度信用銘柄である銘柄の上場の廃止が申請されたこと。
- (2) 株券が第2条第3項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。
- (3) 株券が第2条第5項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

(令和4.4.4追加)

付 則

- 1 この規則は、平成3年11月29日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に市場第一部銘柄であるものは、第2条の規定に基づき、信用銘柄に選定されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に貸借銘柄であるものは、第3条の規定に基づき、貸借銘柄に選定されたものとみなす。
- 4 前項の規定により貸借銘柄に選定されたものとみなされた銘柄のうち、この規則施行の日（以下「施行日」という。）前に到来した最終の決算期において貸借取引除外銘柄の認定に関する規則第2条第1項第2号に該当していた銘柄については、当該最終の決算期の翌日から起算して1か年目の日までの期間を通じて第6条第1項第2号に該当したと認められる場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。
- 5 株券上場廃止基準の取扱い1(2)d並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)f及びiの規定は、前項に規定する期間内にある同項に規定する銘柄について準用する。
- 6 第8条第2項及び第9条第2項の規定は、付則第4項に規定する銘柄の同項に規定する期間経過後の貸借銘柄の選定取消しの時期及び資料について準用する。
- 7 第3条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)g及び第7条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)jの規定は、平成3年4月1日以降に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 8 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行、資本組入れした券面額を超える部分についての株式の発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして第3条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)gの規定を適用する。
- 9 第5条第1項第2号及び第6条第1項第2号並びに第7条第1項の規定は、施行日以後に到来する決算期の資料に基づく信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しから適用する。

(平成4.9.11、7.7.1、8.1.1、9.6.2、11.2.1、11.8.10、13.4.1、13.10.1、17.2.1、17.11.7、18.5.1変更)

付 則

この改正規定は、平成5年2月28日から施行し、同日以後に改正前の第7条第1項に規定する猶予期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成6年8月3日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）前において第7条第1項に規定する猶予期間内にある銘柄については、当該最終の決算期の翌日から起算して1か年目の日までの期間を通じて第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に該当したと認められる場合、信用銘柄又は貸借銘柄の選定を取り消すものとする。
- 3 株券上場廃止基準の取扱い1(2)d並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)f及びiの規定は、前項に規定する期間内にある同項に規定する銘柄について準用する。
- 4 第8条第2項及び第9条第2項の規定は、付則第2項に規定する銘柄の同項に規定する期間経過後の信用

銘柄又は貸借銘柄の選定取消しの時期及び資料について準用する。

- 5 第5条第1項第2号及び第6条第1項第2号の規定は、施行日以後に到来する決算期の資料に基づく信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しから適用する。

(平成9.6.2、20.4.1変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）に信用銘柄に選定されていない株券については、施行日以後の本所が定める日において、改正後の第2条の規定に基づき信用銘柄に選定することとする。
- 3 改正後の第6条の規定は、施行日以後に行う株主数の審査から適用する。
- 4 施行日前に行った株主数の審査において、改正前の第6条に定める株主数に満たないこととなった銘柄（猶予期間経過後の審査を行っていないものに限る。）が、改正後の第6条に定める株主数を満たすこととなった場合には、施行日において、改正前の第6条に定める株主数に達したものとして取り扱う。

(注) 第2項の「本所が定める日」は、平成7年7月3日

付 則

- 1 この改正規定は、平成8年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日以後最初に行う貸借銘柄の選定は、平成7年4月1日から同年12月31日までの間に決算期を迎えた銘柄を審査対象銘柄とし、平成8年6月3日に行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、平成8年11月中に決算期を迎えた銘柄の審査から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成10年12月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に信用銘柄であるものは、改正後の第2条の規定に基づき、制度信用銘柄に選定されたものとみなす。

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年11月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に第2条第2項第3号の規定により制度信用銘柄に選定されている合併新株については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成12年6月26日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成12年9月4日

付 則

この改正規定は、平成12年11月1日から施行する。

(平成13.10.1、17.2.1変更)

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

(平成13.10.1変更)

付 則

この改正規定は、平成13年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の平成3年11月29日改正付則第7項及び第9項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。
- 3 改正後の第3条第1項第3号の規定は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以降に上場申請（予備申請を含む。）を行う新規上場申請者の株式の分布状況の審査から適用する。
- 4 改正後の第3条第1項第3号の規定は、施行日以降最初に到来する事業年度の末日に係る株式の分布状況の審査から適用する。
- 5 改正後の第6条第1項第2号bの規定は、施行日以後に審査対象決算期が到来する株主数の審査から適用する。ただし、平成3年4月1日以後施行日の前日までの間において1株を1.5株以上に分割する株式分割（同時に1単位の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。）若しくは1単位の株式の数の2分の1以下への変更（上場前の株式分割又は1単位の株式の数の変更については、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に行われたものに限る。）を行った又は行うことを決議した上場会社が発行者である株券については、施行日以後に開始する事業年度を審査対象決算期とする株主数の審査から適用するものとし、当該審査対象決算期前に到来する審査対象決算期の株主数に係る審査については、これを行わないものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に猶予期間内にある銘柄については、施行日の前日において改正前の第6条第1項第2号bに定める株主数に達していたものとみなす。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年8月20日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）前に行った株主数の審査において改正前の第6条に定める株主数に満たないこととなった銘柄（猶予期間経過後の審査を行っていないものに限る。）が、改正後の第6条に定める株主数を満たすこととなった場合には、施行日において、改正前の第6条に定める株主数に達したものとして取り扱う。

付 則

この改正規定は、平成14年12月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年3月1日から施行し、同日以降に第4条第1項並びに第2項第1号及び第4号に規定する選定の日が到来する銘柄から適用する。

付 則

この改正規定は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）に当取引所に上場した銘柄であって、同日に日本証券業協会により登録が取り消され、かつ、株式会社ジャスダック証券取引所に上場されなかった銘柄については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた銘柄（施行日において株式会社ジャスダック証券取引所に上場された銘柄に限る。）に関する改正後の第3条第1項第1号の規定の適用については、日本証券業協会における登録の日を当該証券取引所における上場の日とみなす。

（注）「当取引所が定める日」は平成16年12月13日

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 平成3年11月29日改正付則第13項及び第14項並びに平成12年11月1日改正付則第2項を削る改正規定は、この改正規定施行の日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年11月7日から施行し、同日以後に審査対象決算期を迎える銘柄に係る株主数の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年3月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行し、改正後の第4条第3項の規定は、この改正規定施行の際、貸借銘柄に選定されていない銘柄（改正前の第4条第3項の規定により平成19年9月30日以降の日に選定できるものに限る。）に係る貸借銘柄の選定について適用する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、平成20年5月1日以降に選定の日が到来する銘柄から適用する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。
- 2 施行日の前日において改正前の第7条に係る猶予期間内にある銘柄のうち、当該猶予期間に入った日の前日において、その株主数が600人未満である貸借銘柄については、当該猶予期間に入った日に改正後の第7条に係る猶予期間にある銘柄とみなす。
- 3 改正後の第6条第1項第1号及び第2号の規定は、施行日以後に到来する事業年度の末日の流通株式及び株主数の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成22年7月15日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年8月31日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第7条、別表第1及び別表第2の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から施行し、平成30年11月30日以前を事業年度、計算期間又は営業期間の末日とする株券等に係る貸借銘柄の選定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 改正後の第4条第3項第5号の規定は、平成31年4月1日以後に上場する銘柄から適用する。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和4年4月4日から施行し、施行日の前日までの間の有価証券上場規程令和4年4月4日改正付則第2条により廃止する株券上場審査基準及びその取扱いの適用については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和4年4月3日以前を事業年度の末日とする株券等に係る貸借銘柄の選定及び選定の取消しについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）が猶予期間に含まれる銘柄（改正前の第6条第1項第1号に定める流通株式の数の基準を満たさないこととなった銘柄に限る。）については、施行日以後の流通株式の数が、改正後の同号に定める流通株式の数の基準を満たすこととなった場合には、貸借銘柄の選定の取消しを行わないこととする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、施行日以後に新規上場を行うことが見込まれる銘柄に係る第3条第7項に規定する選定については、改正後の同条第1項第2号を適用する。

付 則

この改正規定は、令和6年4月26日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和6年11月5日から施行する。

[平成3.11.29、4.9.11、5.2.28、5.8.10、6.8.3、6.10.1、7.3.1、7.7.1、8.1.1、8.4.1、8.5.1、8.11.1、9.1.1、9.6.2、

9.10.27、10.1.1、10.3.1、10.12.1、11.2.1、11.8.10、11.9.1、11.10.1、11.11.10、11.12.1、12.3.1、12.9.4、
12.11.1、13.4.1、13.8.1、13.10.1、14.4.1、14.8.20、14.12.10、15.1.14、15.4.1、15.5.8、16.1.5、16.3.1、16.11.1、
16.12.13、17.2.1、17.6.20、17.11.7、18.5.1、19.3.15、19.9.30、20.4.1、21.1.5、21.11.9、22.7.15、22.8.31、
30.3.31、31.4.1、令和2.11.1、4.4.4、6.4.26、6.11.5]

別表第1（第3条第2項関係）

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第213条第1項第1号、第2号、第4号及び第8号	新規上場申請者	上場会社
第213条第1項第4号	当該基準日等	審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日）
第213条第1項第4号及び第8号	最近の基準日等	審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日）
第213条第1項第5号	基準日等	審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日）

（平成21.11.9追加、30.3.31、31.4.1、令和4.4.4変更）

別表第2（第6条第2項関係）

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第213条第1項第1号、第2号及び第4号	新規上場申請者	上場会社
第213条第1項第4号	最近の基準日等	審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日）
	当該基準日等	審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日）

(平成21. 11. 9追加、30. 3. 31、31. 4. 1、令和4. 4. 4変更)

別表第3 (第7条関係)

読み替える有価証券上場規程施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第601条第1項第2号	第1項第1号a、第2号a又は第3号aに定める基準に適合していない銘柄	株主数が600人未満である銘柄
	改善期間	猶予期間
	規程第501条第1項第1号a、第2号a又は第3号aに定める基準以上	600人以上

(平成21. 11. 9追加、令和4. 4. 4変更)